

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料5
提出年月日	令和5年2月1日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 4. 2)	資料全般	用語統一 ・基準地震動Ss → 基準地震動	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 4. 2)	資料全般	用語統一 ・基準地震動Ss → 基準地震動	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 4. 2)	9-20	溢水経路の設定において、定量的に他区画への流出を確認出来ることから溢水経路として設定している床開口部について、床開口部が設置されている具体的な区画番号を相違理由の記載欄に記載した。	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 4. 2)	9-45	使用済燃料プールの冷却手順に係る差異理由について、より明確な説明内容となるよう記載を適正化した。 (女川2号炉まとめ資料との比較結果(設計方針の相違) 4/5も同様に修正)	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 4. 2)	9-25 9-28	被水影響評価及び蒸気影響評価においては、泊は多重性・多様性は考慮せず にすべての防護対象設備が機能喪失しないよう対策を施す方針としている が、溢水影響評価ガイドに則り影響評価の判定をしていることを踏まえ、 「1.7.5.2 被水被水影響に対する評価方針」及び「1.7.5.3 蒸気放出の影響 に対する設計方針」の影響評価判定基準として、「防護対象設備が多重性又 は多様性を有しており同時に安全機能を損なわないこと」を記載した。 上記の修正に伴い、女川との設計方針の相違は無くなったことから、女川2 号炉まとめ資料との比較結果(設計方針の相違) (4/5) No. 13から当該記載 は削除した。	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 4. 2)	9条-14 9条-15	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 4. 2)	9-25	被水の影響に対する評価方針について、b.の記載を追加したことから、前段 の説明を「以下に示す要求のいずれか」という記載に修正した。	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 4. 2)	9条-14	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 4. 2)	9-28	蒸気放出の影響に対する評価方針について、b.の記載を追加したことから、 前段の説明を「以下に示す要求のいずれか」という記載に修正した。	
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 4. 2)	9条-15	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	9-41	・記載の適正化 「1.7.9手順等」の（2）において、地震起因による溢水の漏えい停止を目的とした隔離においては、泊は地震加速度大による原子炉トリップ時には漏えいの有無にかかわらず予め定めた隔離対象機器を全て隔離する運用としていることを踏まえ、記載を適正化した。	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9条-18	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9-53	・誤記修正 設備名称に誤記があったため、修正した。 （「防護壁」⇒「水密区画壁」）	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9条-25	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	9-別添1-4～9-別添1-6	・記載の適正化 補足説明資料の資料番号、資料タイトル等の見直しを行い、目次の記載を修正した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9-別添1- i ～ v	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	9-別添1-9	・記載の適正化 女川では、高温停止機能において3区分のうち2区分以上の機能が維持される必要があるため、同時に複数区分の安全機能が損なわれない設計とする必要があるのに対し、PWRでは高温停止機能を含め、止める・冷やす・閉じ込める機能に対して、同時に複数の系統機能を維持する必要がないことから、泊では単に安全機能が損なわれない設計とすることを踏まえ、記載を適正化した。	
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9条-別添1-2	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	9-47 9-別添1-16 9-別添1-18 9-別添1-添6-16	・表3-3（1/13）において、重要度が特に高い安全機能に該当しない系統機能（原子炉冷却材圧力バウンダリ機能、過剰反応度の印加防止機能、炉心形状の維持機能）については、静的機器又は原子炉格納容器内機器であることから「溢水影響を受けない」とした。 ・上記の修正に伴い、本文「第1.7.1表 溢水から防護すべき系統」、別添1「表3-1 設置許可基準規則第十二条の要求を踏まえた防護対象系統の抽出結果（1/2）」、添付資料6「表2 溢水影響評価から対象外とした設備一覧（1/9）」から当該機能に係る記載を削除した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9条-20 9条-別添1-10 9条-別添1-13 9条-別添1-添6-10	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	9-別添1-29	・記載の適正化 表3-3について、PWRには対象機能が無いものは表に記載していなかったが、女川に倣い記載する方針とし、表に追加した。（12/13）	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 4. 2）	9条-別添1-24	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	添付資料4、添付資料6	用語統一 「安全注入系統」⇒「高圧注入系統」 添付資料6は表2（3/9）	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 4. 2）	9-別添1-添6-9	・誤記修正 本文中に図面を呼び込む記載が抜けていたことから、記載を適正化した。	